

総務文教常任委員会

平成24年9月13日

葛城市議会

総務文教常任委員会

1. 開会及び閉会 平成24年9月13日(木) 午前9時30分 開会
午前11時53分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 朝岡 佐一郎
副委員長 辻村 美智子
委員 春木 孝祐
" 藤井本 浩
" 阿古 和彦

欠席した委員 委員 中川 佳三

4. 委員以外の出席議員 議長 西川 弥三郎
議員 白石 栄一

5. 委員会条例第18条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長 山下 和弥
副市長 杉岡 富美雄
教育長 大西 正親
企画部長 田中 茂博
人事課長 吉村 孝博
企画政策課長 和田 正彦
情報推進課長 米井 英規
" 補佐 松村 昇道
総務部長 河合 良則
総務財政課長 山本 眞義
" 主幹 安川 誠
税務課長 西村 圭代子
生活安全課長 菊江 博友
" 補佐 門口 昌義
保健福祉部長 吉川 光俊
長寿福祉課長 門口 尚弘
教育部長 中嶋 正英
教育総務課長 西川 信明

〃	補佐	高津和司
学校給食センター	所長	松田和男
体育振興課	長	西川博史
歴史博物館	主幹	吉岡昌信
消防	長	岩井利光
予防課	長	西川和秀

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	寺田馨
書記	西川育子
書記	西川雅大

7. 付議調査案件

- 議第37号 葛城市防災会議条例及び葛城市災害対策本部条例の一部を改正することについて
- 議第40号 葛城市火災予防条例の一部を改正することについて
- 議第41号 平成24年度葛城市一般会計補正予算（第2号）の議決について
- 議第45号 平成24年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 調査案件1 葛城市学校給食センターについて
- 調査案件2 新庄小学校附属幼稚園の建替えについて

開 会 午前9時30分

朝岡委員長 ただいまの出席委員は5名で定足数に達しておりますので、これより総務文教常任委員会を開会いたします。

皆様、おはようございます。

9月7日の本会議開会以来、一昨日は一般質問も終わりました、いよいよ常任委員会の質疑に入るわけでございますが、9月に入りましても、今、本日もそうでございますが、非常に残暑厳しい中でございます。委員の皆様には、早朝から何かとお忙しい中、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本委員会に付託をされました付議事件並びに調査案件に携わりまして、活発にご審査を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

また、市長を始め、理事者、執行機関当局には、明解なご答弁をよろしくお願いを申し上げます。

開会の前に、本委員会の委員でございます中川議員でございますが、一昨日の一般質問本会議2日目に、ご登庁の際に少し体調を崩されまして、そのまま緊急入院ということで、しばらく入院をされるということでございまして、奥様の方から議長あてに欠席届が提出をされておりますので、本日欠席ということでございますので、ご了解をいただきたいと思えます。また1日も早いご回復を皆様方とともに祈り申し上げたいと、このように思うところでございます。

委員外議員のご紹介させていただきます。白石議員でございます。

一般の傍聴の申し出が1名ございます。

お諮りいたします。一般の傍聴を許可することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認め、一般の傍聴の入室を許可いたします。

(傍聴者入室)

朝岡委員長 なお、発言される場合は挙手をいただいて、指名をいたしますので、必ずマイクの発言ボタンを押してからご起立をいただき、発言をされますようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードのご協力をよろしくお願いをいたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

お手元の次第、議第37号、葛城市防災会議条例及び葛城市災害対策本部条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

はい、総務部長。

河合総務部長 おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま上程をされております議第37号、葛城市防災会議条例及び葛城市災害対策本部条例の一部を改正することについてご説明を申し上げます。

本案につきましては、東日本大震災から得られた教訓を今後生かし、災害対策の強化と防災に関する組織の充実等を図ることとして、災害対策基本法の一部を改正する法律が平成24

年6月27日に公布、施行されております。本条例の防災会議条例中の所掌事務の見直し、また市の災害対策本部条例中の条ずれ改正を行うものでございます。

お手元に配付をいたしております新旧対照表に基づきましてご説明を申し上げたいと思います。

この新旧対照表につきましては、この表の左側が改正前、旧でございまして、右側が改正後、新となっておりますのでございまして、赤の部分が改正部分となっておりますのでございます。

まず、葛城市防災会議条例の一部改正でございます。

1ページの条例第2条第2号の改正につきましては、災害対策基本法第16条第6項の規定によりまして、市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて当該市町村の条例で定めると規定されております。今回の法律の改正によりまして、都道府県防災会議の組織及び所掌事務が改正されたことによりまして、市町村の防災会議の所掌事務及び組織について所要の改正を行うこととなりますので、条例第2条第2号に市長の諮問に応じて市の地域にかかる防災に関する重要事項を審議することの事項を、また同条第3号に、前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べることを加えるものでございます。

次に、2ページでございます。条例第3条第5項第7号を加える改正につきまして、これにつきましても、都道府県の例に準じまして、自主防災組織を構成する者、または学識経験のある者のうちから、市長が任命する者を加えるものでございます。また、条例第3条第7項の改正の「及び第7号」を加える改正につきましては、同条第5項第7号の者の委員の任期を規定するものでございます。

次に、3ページでございますが、葛城市災害対策本部条例の一部改正でございます。災害対策基本法の一部改正によりまして、市町村災害対策本部についての規定が新たに設けられておりまして、同条、当該条例の第1条中の引用条文を改正するというものでございます。

次に4ページでございます。附則でございます。この条例の施行期日につきましては、公布の日からとなっております。また、改正後の防災会議条例において任命される新たな委員につきましては、平成26年6月30日までとする規定を設けるものでございます。

以上が当該条例の改正にかかります説明ということでございます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

朝岡委員長 それでは、ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

はい、阿古委員。

阿古委員 これは、37と40と一緒に審議したらよろしいのかな。

朝岡委員長 37。そうやね、はい。

阿古委員 じゃ、37。37号の中で、今回、旧条例から第2条、1ページ目ですね。2条の2の項目、市長の諮問に応じて、市の地域にかかる防災に関する重要事項を審査することという項目が入ってきていますね。それで、第3条において、第3条も同じですね。これは変わっていない

いんですけど、会長は市長をもって充てるというその項目がありますね。そうすると、ある一定の矛盾が生じるのと違うかなという気がするんですよ。そやから、市長の諮問において、防災会議の会長に諮問するわけですよ。その当事者が、防災会議の会長が市長である。そやから、みずから、みずから会長となる諮問機関に言うわけですから、そやから、ちょっとその辺の整理はどのように、その条例の改正に当たっては整理されているのか、まずお聞かせ願いたいと思います。

朝岡委員長 生活安全課長。

菊江生活安全課長 生活安全課、菊江でございます。

ただいまの阿古委員のご質問でございますけれども、災害対策基本法の第16条におきまして、市町村に、当該市町村の地域にかかる地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域にかかる防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置くということで、国の法律でもって規定されておるわけでございます。以上でご説明を終わります。

(発言する者あり)

朝岡委員長 はい、生活安全課長。

菊江生活安全課長 生活安全課、菊江でございます。

同じく第23条の2、市災害対策本部でございますけれども、その2項におきまして、市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもって充てる。このような規定がございますので、そのように条例をさせていただいています。

朝岡委員長 阿古委員。

阿古委員 あのね、そういうことを聞いているんやないんですよ。いや、書いてあるのはもうそんな書いてあるのはわかるのやから、見たらわかるわけですわ。もうわかるねけども、今言うてる第2条の2項と第3条の2項、これはどういう整理をして、こういう、そやから条例改正をしてきたんですかということを知っているわけですからね。

朝岡委員長 河合総務部長。

河合総務部長 先ほどからも申し上げておりますように、都道府県の例によって防災会議を置くということになっておるわけございまして、災害対策基本法の中の、都道府県の防災会議の組織ということがあるわけございまして、これが15条で規定されております。その規定の中で、15条の2項でございますが、会長は、都道府県の知事をもって充てると、こうなっておるところございまして、それを準用いたしまして、当該市町村の市長をもって会長とすると、こういうように要は読みかえて、防災会議の会長の規定を設けておるところでございます。

以上でございます。

(発言する者あり)

朝岡委員長 ちょっと違うね。ちょっと違いますな。いやいや、そういう。

(発言する者あり)

朝岡委員長 それじゃ、暫時休憩します。

休 憩 午前9時42分

再 開 午前9時46分

朝岡委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁を求めます。

河合部長。

河合総務部長 説明がちょっと不足をいたしておったところでございまして、まず第2条の2項の市長の諮問においてというこの点と、3条の、会長は市長をもって充てると、このこの相違でございますが、2条の2項につきましては、これは、あくまでも行政の長としての役割を果たしておるところでございまして、3条の2項の会長と、市長をもって充てるというのは、これは、あくまでも行政の諮問機関としての行政委員としての役割を持っておるところでございますので、人格といたしましては別の人格であるという解釈をお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

朝岡委員長 阿古委員。

阿古委員 言うてはる意味はわかりますねけど、僕の言うてる意味は、たしかにそのとおりなんですよ。役職が違うんやから、人格は別ですねんというのはわかるねけども、そやけども、現実として同人格ですやん、1人の。そやから、1人の市長、そやから山下という人格が1つの市長という立場を持っている、それから防災会議の会長という立場を持つ。それで、1人の人格の者が、じゃあ、同じ人格の者を諮問するという、結局、項目になるわけやから、そやからその辺のやっぱり違和感が発生するんですわ。これは、県の方のそのままを、今言っている県知事の部分をすべて、今言うてる第2条の2項の部分も第3条の2項の部分も多分引用されているんですね。

朝岡委員長 はい、総務部長。

河合総務部長 阿古委員の質問についてでございますけども、あくまでも災害対策基本法の改正によりまして、今回、いわゆる2条の2項がそういうような改正になったところでございまして、基本的には、あくまでも都道府県におきましても同様の改正となるということでございまして、それに準じて市町村の条例におきましても、同様の改正を行うということでございまして、それに準じて今回の改正をさせていただこうということでございまして、

以上でございます。

朝岡委員長 阿古委員。

阿古委員 端的でいいんですよ。県も、この部分については県知事という表現が入っていて、それで3条の2項も知事という表現が入っているんですね。その辺だけ。

朝岡委員長 はい、総務部長。

河合総務部長 ただいま阿古委員の言われたとおり、お見込みのとおりということでございまして、

以上でございます。

朝岡委員長 阿古委員。

阿古委員 それでしたら、一度その辺をどのように。僕は違和感があると思います。本来、これは諮

問という言葉が入る以上は、やはり同人格の者が私は入るべきではないという気はします。ですから、その辺の確認を、そういう疑問を一度ぶつけていただくという作業をしていただけないですかね。というのが、やはり不思議なんです。いいですか。まだちょっとしゃべっていますけど。いいですか。本来、やっぱり諮問機関というのは、行政の長が諮問するわけですよね。そやから、それが、同人格のものが入るといのはやはり違和感がある。そやから、その辺をどう考えるのかということは、再度確認していただきたい。

そやから、行政のことやから、ほかがこうやってはるからこうやりますねんで持ってきはるんやろうけども、そやけども、不思議な項目やから、その辺の確認をお願いしたいと思います。

朝岡委員長 はい、市長。

山下市長 今おっしゃっていただいたことは確認をさせていただこうと思いますけれども、ただ、平時の場合と違い、災害が起こったというときに、緊急を要する指示を出さなければならないというようなことも起こり得るわけでございまして、恐らく市長という職務と災害対策本部長という職務と並行してこなしていかなければならないという急な事態に応じて、このような条文の書き方をされているのではなかろうかというふうには推測はいたしますけれども、しっかりと調べて、どのような意図があるのかということだけは確認をさせていただきたいと思います。

朝岡委員長 阿古委員。

阿古委員 確認のほど、よろしくをお願いします。

第2条につきましては、これは、緊急事態の部分の、特に2項の分については、平常時の部分に関することなのかなという気がして私は読んでいたんですけども。その辺も含めて確認をお願いしたいと思います。

朝岡委員長 ほかにありませんか。

はい、春木委員。

春木委員 関連して。ちなみに、この防災会議が最近行われた事例というものはあるでしょうか。あればちょっと、どういうことで、どういうふうに行われたのか、教えてください。

朝岡委員長 はい、生活安全課長。

菊江生活安全課長 生活安全課、菊江でございます。

葛城市の防災会議におきましては、皆様方にも資料が行き届いておるかとは思いますが、葛城市地域防災計画というものがございます。これを策定させていただく際に、防災会議を開かせていただきまして、その後、大きな災害とか問題事項が市内において発生しておりませんので、事案が発生したときに防災会議を招集すると、このようになっております。

以上でございます。

春木委員 はい、結構です。

朝岡委員長 よろしいですか。

春木委員 はい。

朝岡委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第37号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第37号は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第40号、葛城市火災予防条例の一部を改正することについてを議題といたします。それでは、本案につき提案者の内容説明を求めます。

はい、消防長。

岩井消防長 おはようございます。消防本部の岩井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議第40号で上程されております葛城市火災予防条例の一部を改正することについてご説明申し上げたいと思います。

この改正は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が平成24年3月27日に公布されまして、対象火気設備等の種類に急速充電設備が追加されたことに伴いまして、この省令を引用しております葛城市火災予防条例を改正するものであります。

今回の改正は、近年の電気自動車の普及に伴いまして設置が進められております電気自動車の急速充電設備について、急速充電設備の特性等を踏まえまして、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準を新たに定められたものでありまして、第11条の2を追加するものであります。

その内容は、防火上有効な処置が講じられ、構造の基準といたしました。

1つ目は、筐体は不燃性の金属材料でつくること。2つ目は、堅固に床、壁、支柱等に固定をすること。3つ目は、雨水等の進入防止の処置が講じられたものとする。その他、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目等が定められました。

施行日につきましては、平成24年12月1日であります。

もう1点は、建築基準法の施行令が改正されましたことに伴いまして、住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準、第29条の3、第1項第2号中の建築基準法施行令第13条の3、第1号を13条第1号に改正するものであります。この改正は、建築基準法の施行令が改正されました際に条ずれが生じたものであり、施行日は公布の日と定められております。

なお、この急速充電設備につきましては、現在、葛城市には設置はされておられません。全国的には、参考といたしまして、1,274カ所、県内には5カ所設置されている状況であります。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。どうかよろしく申し上げます。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。ないですか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第40号議案について採決をいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 異議なしと認めます。よって、議第40号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第41号、平成24年度葛城市一般会計補正予算(第2号)の議決についてを議題といたします。

なお、本案につきましては、分割付託をされておりますので、本委員会の関係する部分につき、提案者の内容説明を求めます。

はい、総務部長。

河合総務部長 ただいま上程になっております議第41号、平成24年度葛城市一般会計補正予算(第2号)についてご説明を申し上げたいと思います。

平成24年度葛城市の一般会計補正予算(第2号)につきましては、全体といたしましては歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,156万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ157億7,813万4,000円とするものでございます。また、地方債の補正につきましても、第3条地方債の補正を行うものでございます。今回、分割されております総務文教常任委員会におきまして付託されている部分の項目について、ご説明を申し上げたいと思います。

まずは、6ページをお願いいたします。

第3表の地方債補正についてでございます。

起債の目的につきましては、防災対策事業、これが、限度額が250万円でございます。それから、災害復旧事業、これが150万円ということでございまして、それぞれ、地方債の変更、追加を行うものでございます。

次に、事項別明細書の9ページをお願いいたします。

歳出から説明を申し上げます。

2款総務費の1項、総務管理費、1目、一般管理費でございます。補正額につきましては17万7,000円の追加でございます。これにつきましては、緊急雇用創出事業にかかります社会保険料ということでございます。

次に、交通安全対策費でございます。350万円の追加でございますが、このうち需用費の

消耗品費50万円でございます。これにつきましては、通学路の安全点検にかかわりましての注意看板の購入費ということになっております。

次に、2項の徴税費でございます。過年度支出金でございます。3,500万円の追加でございます。これにつきましては、過誤納金の還付金ということになっております。

次に、11ページでございます。

5款の農林商工費の3項の商工費、緊急雇用創出事業費でございます。4,037万3,000円でございます。このうちの委託料でございます。委託料は3,878万6,000円の追加を行っております。このうちの、説明欄にございますように、統合型GISデータ整備事業委託料で1,994万2,000円、それからその下の地域情報化調査事業委託料、これが1,128万4,000円の追加を行うものでございます。

次に、12ページでございます。

6款、土木費の4項、都市計画費、公園管理費でございます。103万2,000円の追加となっております。これにつきましては、光熱水費の追加でございます。

次に、13ページでございます。

7款の消防費、災害対策費でございます。471万4,000円の追加となっております。需用費で27万9,000円、役務費につきましては7万5,000円の追加でございますが、この分につきましては、災害時の要援護者のカード等の作成でございます。

それから、13節、委託料46万円、それから工事請負費の390万円につきましては、防災倉庫の設置にかかる追加となっておりますところでございます。

次に、8款の教育費でございます。1項、教育総務費の事務局費でございます。28万8,000円の追加でございます。学校給食の特別会計への繰り出し金でございます。

次に、事項別明細書で、歳入の方でございますが、7ページにお戻りいただきたいと思っております。

14款の県支出金の2項の県補助金、総務費の県補助金でございます。総務管理費の補助金の310万1,000円の追加でございますが、このうちの140万円につきましてはの追加でございます。これにつきましては、郷土歴史読本の印刷に際する方で、印刷に充てております歳入分でございます。

それから、8ページでございます。

民生費の県補助金でございます。補正額35万円となっております。老人福祉費の補助金でございます。説明にございますように、地域の居場所づくり推進事業補助金でございます。

次に、その下の農林商工費の県補助金でございます。商工費補助金でございます。4,056万円の追加でございますが、そのうちの3,140万3,000円、緊急雇用の創出事業の補助金でございます。この内訳と申しますのは、統合型GISの整備事業にかかわります補助金が1,994万2,000円、地域情報化の調査、事業の補助金が1,128万4,000円となっております。

次に、18款の繰越金でございます。前年度繰越金で1億2,500万4,000円、前年度の繰越金でございます。

次に、20款でございます。市債でございます。消防債につきましては250万円でございます。防災対策事業債でございます。それから、災害復旧事業債でございますが、150万円でございます。これにつきましては、公共土木施設災害復旧事業債となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

はい、春木委員。

春木委員 歳出のところの2款、総務費に関係して、7目の交通安全対策費ということで、工事請負ですか、これについては、まずその最初に消耗品費で看板、これは通学路の安全のあれだということ、それから工事請負費で300万円積まれているんですが、これも、やはり通学路関係で総点検されて、何カ所か、この間の一般質問でもありましたように、かなりの箇所で見つかってきて、それに対する対応というふうに理解をしてよかったと思うんですけど、実際に、これは、当初予算では、通学路関係で一体どれぐらいの予算がつけられて、どういうふうに見積もられていたのか。あるいは、今回追加された点検で見つかった危険箇所というのはどういう、いろんな形で危険だということで、道路の線引きで路側帯をあらわすやつだとか横断歩道がしっかりされているとか、さまざまな形の危険ということがあると思うんですけど、どういう形で危険ということで認識されて出てきているのか。大別してそういう分類がされているなら、そういう形で何カ所ぐらいあったと。

それから、例えば、基本的に言ったら、歩道がないから危険だというような箇所がもしあるとすれば、そういうのも入ってくると思うので、ちょっと詳細に、緊急の点検によってどういった形での危険ということで認識されて、今回、この措置になったのか。

少しややこしかったと思うんですけど、要するに、当初予算でどういう形で見込まれていて、今回緊急点検で見つかったのはどういうことなのかという、当初予算との絡みも含めてご説明いただければ。

朝岡委員長 春木委員。

質問の内容はよくわかりましたんですが、全体的に、今回の点検に伴って、さまざま、これ、補正予算を組んではるんですけど、それは、これから答えていただきますけども、細かく言いますと、15節の工事請負費の300万円の内容については、これは都市産業常任委員会の所管になりますので、その辺、ちょっと、そこは審査が別になりますので。

ただ、全体的に今回の点検箇所等、また予算を当初の予算から補正に至った経過、そういうのは担当の方から答弁をいただきますので、ちょっとご了解だけお願いします。

はい、春木委員。

春木委員 つまり、額とかそういった問題じゃないということ。

朝岡委員長 はい、生活安全課長。

菊江生活安全課長 生活安全課の菊江でございます。

ただいまのご質問ですけどもこの経緯といたしまして、本年4月以降、京都亀岡、また京都市内におきまして、車の暴走等の事故によりまして、通学園児等が負傷、死傷するという

ような悲惨な事故が発生したわけでございます。そうしたことから、国からも、そうした通学路における調査をやりなさいということで、教育委員会の担当課の方に文書がまいておりまして、その文面につきまして、生活安全課もいただきまして、ともに協力いたしまして、市部局としましては、生活安全課、建設課、また交通取り締まりの方では高田警察、道路管理ということで高田土木事務所、また学校関係ではPTA会長、当然、原課である生涯学習課等が参加いたしまして、市内113カ所の危険箇所につきまして、それぞれの立場で随行して調査をさせていただきました。

そうした中で、今回補正として消耗品で50万円を計上させていただいておるわけでございますけれども、これにつきましては、委員もよくご存じのように、通学路、事故多し、スピード落とせ、交差点注意、こういう本来道路改良がしたくてもできない、また障害物などがあり横断がしにくい、そうした部分におきまして、看板でもって広く歩行者またドライバー、そうした方に呼びかけて、少しでも事故を未然に防ごうと、こういうことから看板を設置させていただきたいというのが、協議の結果、約50カ所ございました。そうしたことから、看板、1枚1万円かかるであろうということから50枚をお願いしたいということで、今回計上させていただいておるわけでございます。

当初の予算についてどのように見ておったのかというご質問でございますけれども、当初は、37万3,650円ということで試算しておりまして、のぼり、看板、啓発ですね、飛び出し注意看板、こういう関係の消耗品関係で整理させていただいておったところでございます。

今回、悲惨な事故があったということで、そうしたことを関係機関相互でもって意見を共通し、点検をさせていただいた結果において、交通看板をお願いするものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

朝岡委員長 春木委員。

春木委員 というのは、今回、追加的に、より詳細に検討した結果、そういった当初予定以上の注意看板なりそういうのが必要になったということで計上されたと、こういうことでございますね。先ほど委員長がおっしゃったのは、実際に道路改善をするというような事柄については、都市産業の方で審議するんだと、こういうお話じゃなかったかと思えます。

私は、だから、通学路の安全をどう守るかということにおいて、うちの所管かなと思いついて。もしその点検の過程で、どこか危険な箇所が、路肩が崩れてどうだとかいうようなことも、要するに、仕事としては道づくりということに該当するでしょうけどね。あるいは、信号が見にくいであるとか、それこそ、そういったことがどこの所管かというのはあるでしょうけど、とりあえず危険ということから見て、そういう道路の補修にかかわるようなことも見つかってきたなら、やっぱりそういうことも少し報告をいただきたいと、こういうふうにいるところなんです、いかがですか。

朝岡委員長 全体的な今回の点検で危険と感じられた箇所の今の現状ですね。じゃ、答弁できますか。詳細の中身はすぐ出てこないですか。今、これ、113カ所というのは看板ですよ。看板ですね。

(「いえいえ」「危険箇所」の声あり)

朝岡委員長 危険箇所。

もう一回、じゃ、生活安全課長。

菊江生活安全課長 生活安全課長、菊江でございます。

今回、調査いたしましたのは、113カ所、これも学校、教育委員会学校教育課が地域の学校長、またPTAの関係の皆さん、そうした方からのご意見によって危険箇所を抽出いたしまして、朝から夕方まで3日間かけて調査を、それぞれの交差点に行って、実際に見てまいりました。それによりまして、また1日かけて、警察、市役所、それから県土木、そうした関係者に皆、寄っていただきまして、そこで5校区小学校はございますので、各校区ごとに校長先生を入れた中で相談をしまして、どういう対処ができるかということで、対処する部分について、生活安全課といたしましては、ソフト事業でございますので、交通看板でもってしていただきたいという部分を抽出しまして、交通看板という形になったわけでございます。

先ほどから春木委員がおっしゃっておられます道路改良等につきましては、建設課の所管になりますので、私からは答弁を控えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

朝岡委員長 はい、教育長。

大西教育長 今、生活安全課の方から検査の経緯をご説明いただきました。結果としまして、私どもは、一般質問のときにも溝口議員のご質問にも答えさせていただきました。最終的に、小学校の通学路ということが、今緊急課題ということになっておりますので、実際に改修、対応しなきゃならないのは、最終的に105カ所というふうになっております。この中には、先ほど言いました、注意喚起の看板でございますけれども、ご質問の工事請負費にかかる中身で、内容は、私どもがお願いしている部分でございますけれども、例えば、道路の外側、外側線、路側帯の線、これの再塗装、それから横断歩道及び一旦停止、これも消えかかっているところがございますので、これの再塗布。さらには、ガードレール、あるいはこれの補修だとか、あるいは安全さく。道路によってはやはり安全さくが必要だろうと、こういう箇所がございましたので、そういうものをして、今改修が必要といたしますか、改善しなきゃならないのが105カ所ということになっております。

これがすべて、この年内、年度内にできるかというのは、これはまた別の問題でございますので、優先順位でまた関係課と詰めながら、この予算をご理解いただいた上で、最終的に改修の優先順位を決めて、安全対策をとってまいりたいということでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 春木委員。

春木委員 理解が進んだわけなんですけれども、やっぱり通学路全体の安全が現在保障されているのかどうかということが、どこの所管であれ、やはり総務文教の大きな意味で大事な点ではないかと。今の教育長のお話では、まだ今回の補正でも、まだすべてが実行されるわけでもないというニュアンスで聞こえたわけなんですけど、ずっと見ておきますと、通学路については、月に何回かは、ご父兄の方なり安全委員会の方とかが出られて、かなり毎年、通学路の安全

を守るための、あるいは日常的にそういう行動もなされていて、さまざまな形で要求が上がってきているんだろうと思う。もちろん、それだからといって、すぐに実行するというわけにはいかないわけですが。そういう中でなおかつ点検すれば、かなりの箇所が上がっている。しかも、大きな工事というよりは、どちらかと言うとガードレールなり横断歩道の線を引くとか、路側帯をしっかりとさせるということもあるでしょうけど、できるだけ速やかな形で実行、できる限り実現していただきたいと、これは要望として述べさせていただきたいと思います。

朝岡委員長 はい、教育長。

大西教育長 説明不足で申しわけございません。105カ所のうち、市の管理するそういう道路等につきましては、今回の補正をもとにほぼ改修できるんじゃないかなと。未修というのは、県関係の部分で、これは今後要望を強めていかないと、なかなか取り組んでいただくのが難しい状況がありますので、その部分がやはり何個か残ってくるという、それは105カ所のうちの、市の管理部分と、県、国の管理部分で未修ということでご理解いただきたいと思います。

春木委員 はい、ありがとうございます。

朝岡委員長 ほかに質疑はありませんか。

春木委員 いいですかね。

朝岡委員長 はい、どうぞ、春木委員。

春木委員 さっきちょっと僕、間違っって言いかけた、消防の関係ですかね。

朝岡委員長 13ページですね。

春木委員 はい、13ページですね。災害対策費ということで、これもあれですかね、工事請負の関係とかいうのはここじゃないということですね。

朝岡委員長 これは、ここの、この所管ですね。これは、この390万円は、本委員会の審査事項に載っています。

春木委員 じゃないということですか。

朝岡委員長 いやいや、審査事項になりますので、それに関連する質疑は構いませんよ。

春木委員 そうですか。事前にいろいろ勉強したことと、今、報告あったことと、ちょっと混乱があったかもしれない。

要は、たしか防災関係で、防災倉庫を追加的に設置するというふうにおっしゃったと思うんですが、この追加的にというのは、当初予算よりもプラスしてという意味だったんでしょうか。それと、そうであったとしても、今回上がってきているその防災倉庫の詳細について、どこにどうだとかいう話も含めて、どういう経過の中で、この補正で上がってきたのかと。あるいは、今後、なお葛城市で防災倉庫というのはどれぐらい必要なことになってくるのか、こういった点。

これに関連してですけど、予算ではないんですけど、たしか防災マップの再点検ということで、市当局の幹部の方が、各大字の方に出向かれて、詳細に見直すという作業をするというのは、今年のお金はあんまりかからないんだけど、非常に重要な仕事としてたしか上がっていると思うんですが、そういったこともあわせて、関係しているならご説明、あるい

は関係していなくても、大体の現在の状況などをご報告いただければと思います。

朝岡委員長 はい、生活安全課長。

菊江生活安全課長 生活安全課の菊江でございます。よろしくお願いします。

ただいま市防災倉庫工事に向けての詳細の内容をということでございまして、まず、防災倉庫につきましては、災害発生時に備えて、備蓄食糧、また災害活動資材などを市内の5カ所の倉庫におきまして、保存、管理させていただいておるところでございます。場所等につきましては、今までも再三申し上げておりますですけども、新庄庁舎北側、消防団第3分団屯所東側、旧南都銀行新庄支店跡、當麻庁舎西側、磐城校区児童館西側、消防団第5分団屯所東側の、この5カ所でございます。

災害発生時に物資の搬出や運搬が必要になるわけでございますけれども、こうした5カ所ではまだまだ不足しておるのじゃないかというご意見が地域から出ておまして、このたび新庄庁舎、當麻庁舎から遠く離れる山ろく地域におきまして、まずは防災倉庫を整備させていただこうということでございます。規模的には、そんな大きなものではございませんけれども、現新庄庁舎にございます、北側から入った東側のところにアルミ製の倉庫がございまして、これの半分ぐらいのものを置かせていただきたい。それを設置するに際しましての工事費でございます。

また、先ほどお話のございました地域防災マップ作成における各大字への調査、これはどうですかということでございますけれども、すべて調査は完了しております。県におきましても、奈良県の防災統括室、防災統括というところが県の防災を所管しておるわけですが、そちらの方にも、とりあえずは調査結果を送らせていただいております。

今後は、調査いただきました各調査項目の整理を行いまして、地域防災マップの作成の準備をさせていただきたいと、こういう運びでございますので、ご報告申し上げます。

以上でございます。

朝岡委員長 河合部長。

河合総務部長 ちょっと補足だけをさせていただきたいわけでございますけれども、この防災倉庫につきましては、山ろく地域ということで、山田、平岡、山口、梅室、笛吹のこの5カ大字の区長さんにまたおいでいただきまして、どこに設置したらいいのかというような話もあったわけございまして、その中で、一旦は1カ所に決めたわけなんですけど、大字の方で調整がなかなかできなかったわけございまして、それでもって、防災倉庫を2カ所に割らなければならないようになったわけございまして、今回、その防災倉庫につきましては、2カ所に設置するというような形になっておるわけでございます。

この防災倉庫を設置するということについての、1つはそういう経緯もあるわけでございますけれども、今回、防災倉庫を設置するに当たりましては、国の方におきましても、東日本大震災のこともありまして、緊急対策事業債の事業債の起債があるわけございまして、それにかかりましては、起債につきましては、事業費の100%の70%のいわゆる交付税算入という、こういう1つの特典もあるわけでございます。今回、もともとからそういう形で山

ろく地域の方には、早く防災倉庫をつくらなければならないという話はあったわけですが、今回、そういうタイミングがあったわけですので、今回の防災倉庫を設置するに至ったというような経緯でございますので、その点もつけ加え、報告させていただきたいとこういうことでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 はい、春木委員。

春木委員 今回計上されました予算については、よく経過も含めて理解をいたしました。各大字における防災のマップの再検討が速やかに済まれたということで、非常にご苦労さまであったと思います。もうちょっとかかるのかなと思っていましたが。また結果がまとめられたら、よろしくご通知をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第41号議案の関係部分を採決いたします。本案の関係部分を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第41号の関係部分は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第45号、平成24年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

はい、教育部長。

中嶋教育部長 教育部長の中嶋でございます。どうぞよろしく申し上げます。

ただいま上程になっております。議第45号、平成24年度葛城市学校給食特別会計補正予算についてでございます。

本件につきましては、歳入歳出それぞれ28万8,000円追加いたしますという補正でございます。この28万8,000円の内訳につきましては、説明書の方にもございますように、学校給食運営委員会の委員の報酬の追加でございます。お1人8,000円、12名分を3回分ということで補正に上げさせていただいております。この3回分につきましては、例年でございますと、7月と2月に開催いたしておったわけでございますけれども、本年につきましては、給食センターの建設が迫っているということでございまして、給食の運営について、献立なり食器等、いろいろな細かい点がございまして、その点につきまして、委員の皆様方からご意見をちょうだいする機会を3回程度設けさせていただいたということで、こういう補正

をさせていただきます。

以上でございます。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

阿古委員。

阿古委員 学校給食運営委員会を3回ほどということやね。今お聞きしますと、献立の内容ですとか食器等についての追加審議という理解の仕方よろしいですか。

朝岡委員長 はい、教育部長。

中嶋教育部長 給食の運営に関するということで、皆様方のご意見をお聞きしたいということでございます。建設とかということではございませんで、給食の内容ということでお聞きしたいということでございます。運営の内容ということでございます。

朝岡委員長 阿古委員。

阿古委員 その辺が、ちゃんと学校給食運営委員会の方に伝わっているかというのがちょっと気になりますね。といいますのは、通常、学校給食運営委員会というのは、実は、学校給食運営委員会は年に2回で、議員の立場として学校給食運営委員会の委員長をお預かりしているわけなんですけども、9月議会が始まるまでに、年に2回のその2回目を前倒しで、実は過日、9月6日に開かせていただいております。その中で、3回という回数は、通常の運営委員会の倍以上の回数を設けるわけなんですけども、議員としての立場ではなくて、運営委員長の立場として、じゃ、何をするんですかということが非常にわかりにくかったという気がしています。

ですから、当然、3回されるのであれば、こういうことを審議をお願いしますということで、例えば今回の場合、諮問すべき案件というものは、どのような形で、文書で、だれが指示されるんですかね。というのが、口頭でされるんですか、それとも今回はこういうことを諮問というか、検討いただきたいからということで、文書面で、どなたの諮問か、対応するのか。今回の場合は市長、それは、当然、教育長やと僕は理解していたんですけども、どういう形ですかね。

朝岡委員長 諮問すべき案件ということですね。

はい、中嶋部長。

中嶋教育部長 済みません、私の説明足らずでございますけれども。建設といいますか、もちろん建設の内容にもかかわってくるかと思うんですけども、給食センターをどういったものにしていこうとか、いいものにしたいということでございますので、そういった皆様方のご意見をいただいて、給食センターの基本構想と申しますか、建設に関する、どういった内容の給食センターを運営していこうと申しますか、つくりあげていこうと申しますか、そういった内容の文書等もつくらせていただけたらというふうに考えておまして、もちろん、ご要望なり給食の内容につきましては、ご意見なりをお持ちやないかなと思いますので、そういったこともくみ上げる場所と申しますか、そういったことにさせていただけたらと、そういうふうに考えております。

朝岡委員長 阿古委員。

阿古委員 やはり諮問される場合は、どういうことを諮問するんやということをあらかじめびしっと決めて、それで、できれば文書で出してくるほうが、僕は誤解がないやろうと思います。

というのが、話をお聞きして運営委員会を実は開いたわけなんですけども、その中で、やはり、それをお預かりする委員長として、ちょっとどこまでやればいいのかという部分がはっきりしなかったから、こういう形で、新たな給食センターが統合されて建設されるについての協議を、今回学校給食運営委員会の中でもしていただくことになると思いますけどもよろしいでしょうかという、まず了解をとらないといけなかったわけですから、そやから、何を審議するかに、それをもっとはっきりしていただくとかね。それによって、何を返せばいいのかということがはっきりしてきますから。そやから、その辺の整理をもうちょっとだけ文書なりではっきりしていただく方が。

というのが、そのことによって、結局、その協議会なりで審議する権限といいますか、そやから、いや、こうあるべきですよというものを返さないといけないのか、それとも、僕はあの場の席では、学校給食運営委員会というのは給食センターの建設とは本来は違うものですから、そやから、最終的には、僕は教育委員会で諮られるんやろうなという話を実はあの席ではさせていただいたんですけども。そやから、その辺のけじめというのか、その境目、どこまでですという、これが、委員長がお話ししている中で感じとって、この辺じゃないかなという方向で、運営委員会の方では理解いただきたいんやけども。そやから、その辺が、ちょっと進める中で非常にわかりにくかったからね。

そやから、今回、3回予算計上されるのであれば、本来は、どういう内容で諮問します、それでいついつまでにどう、その諮問内容についての結論を、検討結果をお願いしたいとか。そやから、そういう形でされるのが明確じゃないかなと。3回の話の予算やということとはよくわかっていますので。

朝岡委員長 はい、大西教育長。

大西教育長 阿古委員のご質問で、いろいろ、運営委員会の委員長として今、ご苦労いただいております。本当にありがとうございます。

建設に当たりましては、もちろん阿古委員も先ほどご指摘いただきましたように、教育委員会が責任を持って、基本的な構想なり施設、設備等々につきましては、計画、立案し、ご提案させていただくのが本来で、当然のことでございます。

今回、学校給食運営委員会、ご指摘いただきました。1回目でしたので、これまで正式な議案として給食センターの建設については、昨年まである程度情報提示はさせていただきました。ただ、運営委員会に正式に議案として出させていただくのは今回でしたので、1回目の今回につきましては、大きな給食センターの内容とか方向とか、あるいは大まかなスケジュールとか、こういうようなものでまず提案させていただいて、いろいろその初発といいますか、そういうところにもご意見をいただいたような今回でございます。

ご指摘のように、今後、年内は、もちろんあと数回ございますけれども、そこでは、ご指摘のように、ご協議いただく内容につきましては、事前に次の会のときには、こういうこと

でご意見を持ち寄りくださいというようなことでお願いしていかなあかんというのは、これは当然のことでございます。

なお、本年度は、今、3回の補正ということでございますけれども、特に運営等々につきましては、これは、具体化してこないとなかなかご意見を持っていただけないということがございますので、平成25年度につきましても、学校給食運営委員会、これを、回数をふやして具体的な中身についてはいろいろさまざま、ご要望も含め、ご意見を聞かせていただくと、このように考えてございます。繰り返しますけれども、次回につきましては、もちろん、もう少し絞り込んで、委員の皆様にご意見をいただくと、こういう計画で進めさせていただきたいというように思っております。

以上でございます。

朝岡委員長 春木委員、何か、関連、ありましたですか。

春木委員 いや、関連で。

朝岡委員長 春木委員。

春木委員 付託案件に直接かかわらないんですけど。関連でよろしいですか。

朝岡委員長 付託案件に、この給食センター。

春木委員 また終わってからにしましょう。

朝岡委員長 いいんですか。

春木委員 とりあえず、この付託案件が終わってからで結構です。

西川議長 ちょっとよろしいですか。

朝岡委員長 はい、議長、どうぞ。

西川議長 給食センターについても、大きな金額のことなんで、本来は特別委員会を設置してと、議会としては、当初はそういうふうなことも思っておりましたけれども、阿古委員のおっしゃるとおりでございまして、所管としては、このことは総務の所管でございますので、その部分について、所管の委員の中からそういう運営委員会へ行っているんですけど、今、特別、給食センターの建設という部分については、議会としては、お金も含めてそのことを審議する場はこの所管でございますので、その部分については、総務文教常任委員会での議決でございますので、諮問をしていただく中で、ここの所管から出ていっているのは、そこでどういうふうな話が出てくるか、それを再度いろいろとその部分を頭に置きながら、その建設についてもこの場でいろいろとご意見をいただきながら進めていきたいということもあるんで、そういうふうに委員に出ているんで、その建設そのものについてはそちらがいろいろ提案してきて、審議してきっちり結論を出していくのはこの委員会でございますので、そこらの区分けをちょっとしっかりしていただきたいというのが阿古委員の思いやと思っております。議会としては、そういうふうな思いでありますので。

朝岡委員長 この点についてのほかに質疑はございませんか。

春木委員 ちょっと済みません。

朝岡委員長 はい、春木委員。

春木委員 後でと思っておりましたんですけど、議長もご発言がありましたし、学校給食の運営の中身に

かかわって、特に職員の数ということで、ちょっと現状についての把握なりをしたいと思うんですが、後に調査案件で、学校給食の新しいセンターづくりという調査案件として挙がっているんで、その場でよろしければ、そこでやらせていただくと。

朝岡委員長 そしたら、春木委員、この後、この議決の、採決の後に、調査案件で、給食センター建設についてというところでありますので、そこで再度、質疑をお願いできますか。

じゃ、この報酬の件について、28万8,000円でしたか、この件についての提案についての質疑はほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第45号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第45号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

ここで暫時休憩をとりたいと思います。

休 憩 午前10時42分

再 開 午前10時52分

朝岡委員長 それでは、休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

それでは、続きまして、総務文教常任委員会所管の事項の調査案件についてであります。

初めに、葛城市学校給食センターについてを議題といたします。

本日は、現在の事業の進捗状況等について、理事者側より報告を願いたいと思います。

はい、中嶋教育部長。

中嶋教育部長 教育部長の中嶋でございます。よろしく願いいたします。

ただいま委員長からございました学校給食センター建設事業の進捗状況でございますけれども、平成23年度から26年度までの事業としまして進めております学校給食センター建設事業につきまして、本年度の事業の進捗状況についてご説明申し上げます。

本年度は、大きく分けて用地の購入と設計の委託の予算を計上いたしております。用地につきましては、4月に市の開発公社から寺口1666-1ほか2筆の土地を既に購入いたしております。

設計委託につきましては、どのように設計を進めるか検討するために、先進地の方に調査にまいりました。まず、5月に京都府木津川市、6月に大阪府松原市、三重県の津市、それぞれ最近建設された施設の視察を行いました。その結果、設計事業者の選定方法につきまして

ては、プロポーザル方式により選定するのがよいと判断いたしました。その理由といたしましては、学校給食センターとは、建築する建物だけでなく、厨房設備、運営、配送など総合的に考えた中での設計が重要となります。さらに、本市の場合、土地の条件も加味した中で総合的に提案していただくのが最善であるというふうに考えております。

現在は、給食センター整備方針を作成しておるところでございます。これは、給食センターを建設するに当たり、内容について基本的な考え方をお示しさせていただくものでございます。これにつきましては、当市の学校給食の諮問機関である学校給食運営委員会の皆さん方の意見も参考にしながら作成してまいりたいと考えております。当然、この給食センター整備方針につきましては、プロポーザル方式を行うための基本資料となってくるものでございます。これにより業者選定を進めてまいりたいと考えております。

また、業者よりの提案を審査する、仮称でございますけれども、設計提案審査委員会を立ち上げまして、業者よりの提案をより専門的な目で審査いたしたいと考えております。予定といたしましては、年内に整備方針を作成し、年度内には設計業者を選定する予定でございます。その後は、平成25年度前半で設計を終え、後半から建設工事の入札準備、入札、契約を行いまして、平成26年度末に完成し、平成27年度当初より給食の配食ができるように進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

朝岡委員長 ただいま現状の進捗等の報告をいただきましたが、関連も含めて、このことについて何かご質問はございませんでしょうか。

はい、春木委員。

春木委員 今、ご説明いただきましたそのプロポーザル方式ということなんですけれども、私の理解では、こういうものを建てたいと、それに対していろいろ提案をもらって、そして、最終的に審議をして、この業者がいいと、この提案がいいということになれば、その提案された業者と実際には随意契約を結んで建てていくと、こういうことと理解してよろしいんですかね。

朝岡委員長 はい、中嶋部長。

中嶋教育部長 ただいま委員のおっしゃるとおりでございます。プロポーザル方式と申しますのは、業者の方から私どものしました内容に基づきまして提案をいただいて、それについて審査して業者を決めていくというやり方でございます。おっしゃったとおりでございます。

朝岡委員長 はい、春木委員。

春木委員 ご説明の中には、整備方針というのは、最終的には決まっているというわけやないということですが、土地の状況も踏まえてというお話があったと思うんですけれども、それに関連して、現在用地として取得している、俗に言われている城跡ですね。前にも図面をいただいているわけなんですけれども、若干この土地に、こういう規模で建てるといって、ちょっと省略しますが、どれぐらいの平米で建てていくんだという、それは、いわゆる一般的な、法的な建築基準というのがありますよね。あそこは特に崖地ということがあって、それはそれなりに一定の制約があるわけなんですけれども、そういうことは、もうあのままの状態、その上に予定どおりの広さのものを建てていくことができるのでしょうか。その点、ちょっとご説明をお願い

いします。ちょっと僕、資料を持ってきているんですけど、今。

朝岡委員長 答弁を求めます。

中嶋部長。

中嶋教育部長 ただいまの春木委員のご質問でございますけれども、私どもが購入いたしました開発公社の土地でございますけれども、平米にいたしまして約4,500平方メートルでございますけれども、この土地につきましては、当初、今、おっしゃいました、俗に申しますお城の建築に関しまして、建築確認が出されていないというようなことでございまして、あれの建設につきましては、石垣等の整備も必要になってくるという意味で、先ほど土木と申しますか、土地のことに関しても考える必要があるというふうに申し上げたということでございまして、その辺のこともやらせていただく必要が出てくるんじゃないかなというふうに考えております。

以上でございます。

朝岡委員長 春木委員。

春木委員 ちょっと私は、その土地も関係してというのは、あそこの場所という、要するに山ろく地であるといえますか、あそこにつくるという、そういう特定の場所をよく考慮した設計というか、そういう意味で僕は理解しておったものですから。今の私がお聞きしたのは、もっとその前の段階の話で、この前にいただいたこの図面と、それからどれぐらいになるかと、どういう規模で敷地にするんだというのをいただいているわけですけど、そういう広さの要件をあのままの状態、要するに崖地だということで、建築確認の今の城のことを、今ある建物のことをおっしゃっているんだろうと思うんですけど、そうじゃなくて、市が建てようとしている予定の規模の給食センターを建てるのに満足できる状況なのか、つまり建築確認をとれる要件にあるのかということをお聞きしているんです。

朝岡委員長 教育長。

大西教育長 広さのことにつきましては、これまでからも資料等も提示させていただいています。もちろん、計算した上では、こちらが考えておる広さ、これは確保できるというふうに思っております。あと、もちろん擁壁等々、こういうものはもちろん確実な敷地にしなければなりませんけれども、広さ的にはあそこで、私どもが考えるこういうものが建設できるというふうに思っております。

朝岡委員長 春木委員。

春木委員 ということは、若干基礎工事を含めると、手直しというか、基準をあのままではオーケーにならないかもしれないけど、それをクリアすれば、広さ的にはオーケーできると、こういうお話ですね。

朝岡委員長 答弁。

中嶋部長。

中嶋教育部長 広さ的には、おっしゃるとおりでございまして、あの場所で建築できるというふうに考えております。

以上でございます。

春木委員 とりあえず。関連した話は、また別に。

朝岡委員長 ほかに質問ございませんでしょうか。

辻村副委員長 ちょっとよろしいですか。

朝岡委員長 はい、副委員長。

辻村副委員長 今、部長の方から初めに説明がありましたプロポーザル方式というふうにおっしゃっていましたが、仕様書等の作成もされることだと思うんですけども、その仕様書等の審議とはどちらの方でされるのでしょうか。

朝岡委員長 はい、中嶋部長。

中嶋教育部長 もちろん仕様書等につきましては、こちらの総務文教常任委員会の方にお諮りいたしまして、決定してまいりたいというふうに考えております。

朝岡委員長 はい、副委員長。

辻村副委員長 私が思いますには、この所管の委員会だけでなく、やはり専門的な方々に意見も聞いていただいて、仕様書の作成をしていただきたいとは思うんですけども、その辺の方の今後の方針ということをちょっとお聞かせいただきたいんですけども。

朝岡委員長 はい、教育部長。

中嶋教育部長 今後の方針と申しますか、プロポーザルで業者選定の進め方と申しますか、ということでございますけれども、プロポーザル方式を選定いたしました理由といたしましては、給食センターの建設につきましては、専門的な知識が必要であるというようなこともございまして、私どもで仕様書を完璧な形に仕上げることが非常に難しいということもございまして、提案いただいて、私どもから基本的な施設の概要をお示しした上で提案いただいて、その中から私どもの方で審査して業者を決定していくということで、その時期につきましては、10月末か11月ぐらいに業者に対する告示と申しますか、業者にお願いするような機会を設けて、年度内には業者を選定するというような形になろうかと思っておりますけれども、ということでございます。

朝岡委員長 はい、どうぞ。

辻村副委員長 ちょっと確認させていただきたいんですけども、専門的なものが難しいということなので、プロポーザル方式で提案いただいて、それを審議して業者を選定するということですよ。まず、部長がおっしゃったのは、基本的なことは、こちら側から、教育委員会の方から提案というか、されるということなんで、その基本的なことを教育委員会だけで協議できるのですかということをお伺いしているんですけど。

朝岡委員長 はい、杉岡副市長。

杉岡副市長 担当の方から私の方もその方針につきましてどういうふうな選定方法がということで、今、副委員長がおっしゃっておりますような内部で討議をさせていただきまして、私自身が承っておりますのは、まず基本的なこと、いわゆるあそこの所在ですね。あの地域におけますいわゆる法的な、建築確認も含めましての規制の問題。それから土地に対する支持力の問題、それから基本的な給食の、まず何千食をつくります、どういう方式、いわゆるドライ方式という方式の問題、それから基本的なそういう部分の項目だけを提案して、それぞれ会社

がお持ちのノウハウ、いわゆる設備の配置とか、それぞれこちらの方では基本的なものはつくっておるんですけども、やはりそのメーカー、メーカーによりまして、そのシステムの配置とか設備のオートメーション化と申しますか、順序によって、それぞれ建て方が変わってきております。そやから、そのそこのそれぞれの特色を生かした中でこういうふうな提案で、こういうものをしておきたいという部分を、先ほど部長が申しましたように、我々自身が初めて仕様を出すのには、事細かにじゃなしに、あくまでもそこの設計者の提案をいただく。それをいただいて、それを審査するのに審査委員会というのは、また県なり、その専門家の審査をいただく機関をこしらえると。あくまでも、提案させていただくのは、給食センターを建てます基本的な項目だけを投げかけまして、それに対しましての提案をいただく、そういう段取りでございます。

以上です。

朝岡委員長 副委員長。

辻村副委員長 そしたら、その基本的な提案される内容というのは、先ほどちょっと学校給食運営委員会というのもございましたけども、そちらの方にも協議していただくように持っていくのか、それとも本当に教育委員会内部だけでそれをされるのか。あるいは、やはり地域的な、寺口の方の区長さんにも地域のこともありますので、そういうことを含めて、そういう方も入っていただいているのか、そういうことを一応お伺いしているんですけども。済みません、じゃ、よろしくをお願いします。

朝岡委員長 はい、副市長。

杉岡副市長 まず何が基本的に大事かということは、それぞれの法律をクリアさせていただいた中で、いわゆる計画しております最大4,500食をつくるというのが、やはり一番の、あと効率よく、それと金額ということになってまいろうかと思えます。あと、運営の方法につきましての食材の調達とか、また一番大事なあの地域におけるその建て方自身が、あの地域にマッチするかというのも、非常に外観的にも憂慮される場所じゃないかというふうに考えております。その辺につきましては、それぞれ大字の意見も聞かなければいけないと思えますので、その都度、その都度時期を見計らった中で、もちろん給食センター、先ほど運営していただいております、そこから基本的なことを聞かせていただきますし、それをどういうふうに反映していったかというのもフィードバックさせていただきますし、また最終的に教育委員会がまとめられたものにつきましては、この委員会にも相談しながら提案し、またご相談申し上げながら、成案として、議会の議案として出せるように進めてまいりたい、このように考えております。

以上です。

朝岡委員長 はい、副委員長。

辻村副委員長 先ほど議長の方も申されていたように、給食センターの建設に当たりかなりの金額を費やして建設していただくことになるので、本当に、葛城市として学校給食が充実した給食センターを建設していただきたいと思えますので、その辺は、重々ご承知だと思いますけども、本当に皆さんにいろんな意見を聞いていただいて、検討していただいて、よい給食セン

ターの建設に臨んでいただきたいと思いますので、どうかよろしく申し上げます。

以上です。

春木委員 関連。

朝岡委員長 はい、どうぞ、春木委員。

春木委員 基本的に大事な点ということでこれから作業されるわけですけどもこれだけの問題として、どうということが基本かということがしっかり決まった段階で、やっぱり一度、当委員会にご報告いただくと。それに基づいて議論を深めさせていただくというのが適切じゃないかとも考えるんですが、いかがですか。

朝岡委員長 はい、市長。

山下市長 先ほどからいろいろと議論いただいておりますけれども、やっぱり学校給食運営委員会の中でも議論していただきながら、地産地消の問題であったりとか、あと運営方式等は、やっぱり子供を預けておられる保護者の方々が一番気にされるところであろうと思いますし、その方々にいろいろとご理解をいただいた上で、そのご意見を踏まえて議会の方に提案させていただくというような形になろうかと思います。また、それ以降の運び等につきましては、委員長また議長と相談をさせていただきながら、どういう形で、どの段階で提案をさせていただいたらよいかということをご相談して進めさせていただきたいというふうに思っております。

朝岡委員長 春木委員、それでよろしいですか。

春木委員 再度、ごめんなさい。

少なくともプロポーザルの提案を受けるその前には、もちろん出していただきたいと。それは適宜開いていただくのがいいんじゃないかという改めて申し上げます。

朝岡委員長 ほかにご質問はありませんでしょうか。

阿古委員。

阿古委員 今考えておられる審査委員会のメンバーって、どんなメンバーで考えておられるのかだけちょっと聞かせていただけませんかでしょうか。

朝岡委員長 設計提案審査委員会ね。

はい、教育部長。

中嶋教育部長 ただいまのご質問でございますけれども、まだ決定はしておらないんですが、案として考えておる段階でございますけれども、外部の方をお願いする案といたしましては、衛生関係の県の方、例えば保健所の方ですとか、あるいは建築に関する専門的な知識をお持ちの県の職員であるとかにお入りいただいて、私どもの業者選定委員会等の組織もございますので、そちらの方のメンバーも合わせまして、委員会を組織していったらどうかなというふうに考えております。

以上でございます。

朝岡委員長 それは、大体、おおむね何人ぐらいの構成ですか。

はい、中嶋部長。

中嶋教育部長 おおむね10名程度でございますけれども、三重県なり、大阪府の松原市なり、京都府

の木津市等でもお聞きいたしまして、大体メンバー 9名から14名ぐらいの委員の構成でございます。委員の中身といたしましては、ただいま私が申し上げたような方が、調理員の専門の方も入っておられましたりですとか、小学校長、あるいは大学の教員の方、一級建築士の方が入っておられるというようなところもございます。こういったことを参考にしながら考えてまいりたいと考えております。

朝岡委員長 10名程度ということね。

中嶋教育部長 はい。

朝岡委員長 よろしいですか。

阿古委員。

阿古委員 大体わかりました。視察されて、そういう形がいいだろうということで、そういうようなものをされるんですね。

これの分の予算計上というのはもうされていたんですか。今年度予算に入っていたんですかね。その辺だけ、ちょっと。

朝岡委員長 計画、全体的に計上は。土地購入も含めて。

はい、教育部長。

中嶋教育部長 ただいま予算といたしましては、設計委託料ということで3,300万円の予算を計上いたしております。

委員会の構成につきましては、メンバーの方がまだ決まっておられませんので、これから考えてまいりたいということでございます。

朝岡委員長 3,300万円の委託料に含まれているということですか。

中嶋教育部長 そうですね、はい。

朝岡委員長 含まれていると。

中嶋教育部長 3,300万円の委託料の中には、委員の報償費といいますか、その分については含まれておりませんが、メンバーの構成を考える次第では、また補正をお願いするようなことになるかなと思っています。

(発言する者あり)

朝岡委員長 阿古委員。

阿古委員 暗中摸索でもないねんけども、やっぱり計画というのは、ある程度組み立て上げて持ってこないといけないから、また、じゃ、その部分を補正予算ですねと言わはんのかどうかも含めて、やっぱり金額の張る事業ですから。そやから、必ずどういう形がええのやということも含めて、やっぱり慎重に行政の方で検討していつてもらえへんと思います。手法としては、僕は非常にいいんと違うかと。お聞きしててね、視察されてそういう手法を選んでこられたというのは、それなりの僕は評価をしたいと思っています。ただ、やっぱり予算を伴うことですから、その手順をちゃんと踏んでいつてね、その辺だけ、行政内部としてちゃんとやっていただきたいと思います。

以上です。

朝岡委員長 答弁、よろしいですか。

阿古委員 いや、いいです。

朝岡委員長 ほかに質問はございませんか。春木委員。

春木委員 建設にかかわる問題ではありませんねけども、現状の問題としても、給食の中で、もちろん栄養士さんが非常に大切な役割を果たされるとかいうこともあるんですが、調理の実態が、どんなふうになっているのかということをし現実の状況についてもご説明いただきたいと思ひまして。

前に給食センターにかかわって質問させていただいたときに少し調べさせていただいた。平成17年度ぐらいのときは、これは調理人ということで、技能労務職という職で採用されて、9名おられたんですね。すべてかかわっておられたかどうかわかりませんが、臨時職の方が10名ということで、アルバイトが2名と、こういう数で大体調理に当たられていたんじゃないかなと推測するんですけど、その後、人員のいろんな見直しの中で、平成19年度では、技能労務食は5名になっておられて、臨時職が14名という、19という数には変わらないんですけど、そういうふうになっておったわけなんですけど、現在、新庄給食センターと當麻給食センターで、それぞれ県から派遣された栄養士さんが1名ずつおられて、全体はもちろん所長さんが責任者としておられるわけですけども、調理に携わっておられる体制がどんな体制になっているのか。新庄ではどうか、それから當麻ではどうかという現状について詳細に、アルバイトであったり、嘱託であったり、職員であったり。職員は、技能労務職が対応されているとは思いますが、ちょっとご説明をお願いしたいと思うんです。

朝岡委員長 松田所長。

松田学校給食センター所長 失礼します。

現在の職員等、嘱託の状況なんですけども、新庄給食センターにおきましては、調理員の職員の方が1名おられまして、嘱託の方で5名おられます。それと、日々雇用の方が5名おられまして、調理していただく主な人数としましては、合計、新庄給食センターでは11名おられます。

次に、當麻給食センターにつきましては、職員の調理員の方が4名おられまして、嘱託の方が3名、日々雇用の方が3名おられまして、合計10名で主に給食の調理に当たっていただいております。

その仕事の内容ですけども、それぞれの献立に合わせて、その前日に栄養士さんと打ち合わせをしていただきまして、かまの担当とか配送とかいろいろ補助とか、配送いうたらいろいろあるんですが、それぞれの限られた人数の中でローテーションを組んでいただいて、調理に当たっていただいているのが、今、現状です。

以上です。

朝岡委員長 はい、春木委員。

春木委員 今、お話しいただいたんですけども、昔に比べてどうかというのはちょっとわからないんですが、今、お聞きしたら、両給食センターで、いわゆる常在といいますか、技能労務職という形の方の人数は、新庄1で當麻4、技能労務職という方は、嘱託を入れますと、新庄の方が5名で、そして當麻の方が3ということですよ。もちろん、アルバイト、トータルす

ると、若干、新庄の方が多くなっていると。これは、給食の提供する数によつての反映ということになっていると思うんですけど。

どうしてもやっぱり正規の職員ということになると、嘱託も入れるんですか、どうかということもあるんですが、やっぱり基本的には技能労務職というのが正規の職員という範疇に入りますね。若干、アルバイトは日々雇用という。嘱託の場合は非常勤という形だと思うんですね。随分、ちょっと差があるなということで、少しどうしてかなという気がするんですが。

なぜかといいますと、調理というのは、調理師免許があるかないかは別にしまして、やっぱり非常に重要な、やっぱりおいしいものに仕上げていく、安全に料理をつくっていくということにかかわつての専門職ということからいくと、やはり技能労務職の方が果たしている役割は、私は大きいと、こういうふうに思うし、日常の現場においては、葛城市がどうなっているか、本当に知らないで質問して申しわけないんですけども、普通は、栄養士さんが全体的な形でいろいろ、もちろん献立をつくれるのが栄養士さんですから、すべてにおいて頭に描いて調理員さんと十分な前日の打ち合わせをして、指揮をされている。調整をとられていく。しかし、調理という業務に関しては、やっぱり責任者といいますか、そういうまとめていかれる方というのが、僕はあつていいと思うんですが、そういうのは、日常的にどうなんでしょうか。あるいは、一般職では、主任がいて、課長補佐がおり、課長がおりという、そういう職務の権限として与えられているものがあつて1つの流れができ上がっていると思うんですが、調理現場では、一体その辺はどういうふうになっているんでしょうか。

朝岡委員長 松田所長。

松田学校給食センター所長 失礼します。一応リーダー的な方は、職員の方がしていただいていると思うんですけども、ただ、この方が主任とかあるいは補佐とか、そういうくくりはございませんで、いわゆる調理員の技能員の方ということになっております。

以上です。

朝岡委員長 春木委員。

春木委員 これは私の意見ということでお聞きいただいたらいいと思うんですけども、やはり大きな人数で、アルバイトを含めるとそこその数が、日々に厳しい、限られた時間内で給食をつくり上げて出すと、こういう職場では、やはりはっきりと権限として調理の現場に携わる人、これを明確にしておくということがやっぱり非常に大事じゃないかというふうに思うわけがあります。もちろん栄養士さんが直接今は、いろんなかまであつたり、何であつたりということ指揮をされて。指揮という言葉が適切かどうかわかりませんが、かかわつてなされているというのはわかるんですけども、それはそれとして、やはり調理という1つの仕事集団の中での責任体制を、リーダー的存在が必ずおられるとは思いますが、はっきりとこういう位置づけをされるというのが、よりスムーズに進めていく上で重要なことではないかと、そんなふうに思っているところであります。もしコメントがありましたら。

朝岡委員長 大西教育長。

大西教育長 給食センターの職員の業務のことにつきまして、いろいろご意見をいただいております。

正直なところ、今のところは、過半数以上が長くそれぞれの給食センターで業務にかかわっていただいていますので、そのシステム、それから調理の流れ、それも皆、十分ご理解いただいている方がリードしていただいています。

ただ、所在、権限のことにつきまして、ごもっともなご意見かというふうに思っております。これは給食センター建設期におきまして、これは、大きな私どももきちっと整えなきゃならない課題だというふうに思っております。

ただ、今の体制を、ご存じの新給食センターが直営でいくのか委託でいくのか、こんなことも大きな私どもの課題でございますので、今の時点で大幅に平成25年度から変えるということは、これはちょっと難しい問題でございますので、安心な給食については、現行の課題を回避しながら、建設に向けまして、十分これは検討しながら、新しい給食センターの、調理場の運営につきましては、いい体制を考えてまいりたいというふうに思っております。

今、委員おっしゃっていただいたことも大いに参考にさせていただきながら検討してまいりたいというふうに思っております。

朝岡委員長 よろしいですか。

春木委員 はい。

朝岡委員長 ほかにございませんか。

西川議長 ちょっとだけよろしいですか。

朝岡委員長 はい、議長、どうぞ。

西川議長 懸念をするところだけちょっとお聞きしておきます。

プロポーザルで、これは提案型、コンペとは何で違うんやと。コンペでも別にええのに、何でプロポをすんのか。そこのところをどう判断されたのか。これは、提案型ですので、それはそれで判断されるんやからええんですけども。

要は、給食のことなんで、どこまでそのプロポで範囲を広げられるんか知りませんけれども、特に言いたいのは、専門的なことやいうことで、給食の専門屋さんとか厨房の専門屋さんとかが提案してくる可能性があるんで、それが表へ立ってくるということになると、そこで固定してしまいますんでね。調理器具であろうが何であろうが、そのところで決まってしまうから、それは表へ出してこうへんということすな。あくまでもコンサルタントを出してくる。建築、設計事務所なら設計事務所のコンサルタントを出してくる。あくまでも、そこはどこと提案を持ってくるかしりませんけれども、給食を専門にしてくることか、厨房を販売してきちっとやっているような業者とか、そういうなんを表へ出してくるということは、そこでもうきちっといろいろいろいろなことが決まってしまうんで、それは表へ出してけえへんということやね。

朝岡委員長 答弁。はい、中嶋部長。

中嶋教育部長 プロポーザルに関するところでございますけれども、設計もございまして、厨房設備業者と設計業者と両方から提案いただいて、同じプロポーザルということで提案いただいて審査していきたいというふうに考えておきまして、設計の場合、どうしても厨房設備が決まっていないと設計ができないというようなこともございますので、大まかな設計になっ

てしまいますので。

朝岡委員長 はい、副市長。

杉岡副市長 議長がご懸念いただいておりますのは、これ、いわゆる公共事業の場合、設計施工と、また設計と施工は別の問題というふうなことが、これは基本的にあると思います。したがって、中嶋部長がおっしゃっておりますやり方、プロポーザル、いわゆるコンペ方式、また指名競争といういろんな業者選定の中におきまして、まだ内部で業者選定にも上がってきておりませんし、現実には、今、原課での構想をこの場で披瀝しております、決まったものではないというだけ、まず訂正させていただきたいと思います。

したがって、あくまでも設計業者から、いわゆる業者間でいろんなメーカーからの見積もりを徴取されました中で設計業者としての提案をいただくわけでごさいます、今、プラントと申しますか、厨房機器メーカーからの見積もりということになりましたら、設計施工という形になってまいりますので、それは、そういうことではないと。その設計の時点でもう業者が決まってしまうというふうなことにはならないというふうなことでございしますので、ご理解いただきたいなと思います。

以上でございます。

朝岡委員長 はい、議長、どうぞ。

西川議長 そやから、そういうことを、何かプロポがええねんとか何がええねんとか言うてんの、実際、そのことをしっかりとわかっているんかどうかいことを僕は懸念するわけや。そやから、プロポをやるということは、どんなコンサルでも、それだけの労力を費やすわけや。ただでさすいう気でおるのやったら、ちょっと間違いやで、これ。はっきりと条件をきちっと。そのかわり、何でやいうたら、はっきりと法的な条件も、そこが持っている、今言われた、その敷地が持っている法的な条件も、いろんなそちらが望む条件もみんな含め、いろいろのことを専門的にきちっとやる人が、そのことをきちっと判断できる人がおってこそ、そういうコンペやプロポができるわけやん。専門屋が専門的に提案するのに、審査する者が素人みたいな者に審査されたらたまらんわけや。そやから、そこらを言うのんが1つと。

それと、今言うたように、僕らはもうわかっているわけや。厨房業者から、厨房業者だけでもおるよ、そのコンサルのことを持つておるところが会社内にあるわけやから、いろんな厨房屋は。それと、病院でもどこでも給食をきちっと入れている業者も提案しよるわけや。そんなんを入れたら、もうきちっとそこが決まってしまうから、そういう厨房が決まってしまうから、そんなことをしたら、はっきり言うて、例えば、このサッシ使うねんと言うたら、もうYKKやったらYKKと言うてんのも同じことになるから、それはあかんよと言うてんねん。設計いうのは、コンサルいうのはそんなもんと違うよと。そこらはきちっとわかってやんと、建築コンサルタントが設計いうのは、そういう指定をせえへんわけやから。ただ、そこは専門業者からいろいろと聴取をして、それを自分らがきちっと審査、自分とこで審査して自分とこで生かして、それを提案してきよる。そやから、いつ、自分とこへ、うちらへ、ここへ上がってきたときは、そういう調理器具であろう、何であろう、幅広う選択できるようにしとかなあかんよと言うてるわけ。おれ、懸念したんはそこや。そやから、今、中

嶋部長が、いや、厨房屋さんからも提案をもらいまんねんみたいなことをやったら、ちょっとまずいよと言うてんね。

朝岡委員長 副市長、それは違うということですよ、先ほどのご答弁はね。

西川議長 違うねんね。

朝岡委員長 よろしいですか。

阿古委員。

阿古委員 じゃ、もう一回、スケジュールの確認なんですけど、どれぐらいの時期にどういうことをするんですか。いや、今、これからやりますねんと言わはったから、ちょっと、ええっと思ったんやけども、どういうスケジュールで考えてはりますか。

朝岡委員長 はい、中嶋部長。

中嶋教育部長 プロポーザルに出すための資料の作成につきましては、10月いっぱいをめどに考えておきまして、11月の初め、11月中になるかもわかりませんが、11月中には業者を選定するための告示と申しますか、を行いまして、業者の方が提案してきて、それを審査する機関も設けまして、来年3月には業者が決まるというようなふうを考えております。

以上でございます。

朝岡委員長 阿古委員、それでよろしいですか。

阿古委員 はい。

朝岡委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようでございますので、本件につきましては、本日はこの程度にとどめておきたいと思えます。

今後また随時、この委員会で報告を願いたい、このように思えます。

続きまして、新庄小学校附属幼稚園の建替えについてを議題といたします。

本日は、園舎の改築に伴う実施設計の工程表並びに園舎改築工事の北側市道、歩道工事の平面図並びに園舎の全体的な立面図を今、お手元にお配りをいたしておりますので、それをごらんいただきながら、理事者より経過の説明をお願いします。

はい、西川課長。

西川教育総務課長 教育総務課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

今、委員長の方からありました工程表に基づいて説明をさせていただきますけれども、この上の黒く塗ってある方が修正後の行程で、下にあります薄い方につきましては、修正前の工程ということで、以前、表で渡させてもらいましたやつをここへ落とさせてもらいましたので、よろしくお願いいたします。

それから、今の工程は、今まで決まっており、現段階から以降ということで説明をさせていただきます。ということで、進捗状況の報告をいたします。

改築につきましては、基本設計がほぼ終了しております。現在、市の開発協議が終了しており、それに伴い、奈良県に提出する開発許可申請のための図面等の書類作成をいたしております。また、同時並行で園舎建物の実施設計の作業を行っていくところであります。

当初、開発許可と開発申請の審査済みが9月当初完了の予定でありましたが、基本設計及び北側の道路関係の協議が延びましたことに伴い、開発許可完了が10月末ごろ、確認申請の審査済みが11月末ごろの予定となっております。また、実施設計につきましても、完了が11月末ごろに延びる予定で、当初は12月議会の議決契約で平成25年1月の完成着工予定ということに予定では示させてもらいましたが、この工程表につきましては平成25年3月議会での議決、契約を行い、4月に工事着工の予定と変更させてもらいました。

なお、完成につきましては、平成26年4月に着工しまして、遅くても平成26年1月中には新園舎に園児が移れるような工程を考えておりますので、よろしく申し上げます。

朝岡委員長 平成25年4月着工ですな。

西川教育総務課長 平成26年。

朝岡委員長 いや、平成26年1月に完成でしょう。

西川教育総務課長 平成25年、済みません。はい。

来年3月議会で、完成が平成26年1月です。

朝岡委員長 この他の図面の説明はないんですか。

西川課長。

西川教育総務課長 2枚目の図面につきましては、北側の交差点のいろいろ意見もいただきまして、建設課との協議もいたしました。それでやっぱり歩道は必要だということで、5メートル道路の確保をいたしまして、2メートルの歩道を設けております。一応といいますか、一番最後まで歩道は2メートル歩道で予定をしております。

それから、立面図でございますけども、立面図1につきましては、西立面図となっておりますけれども、これは、右側がリズム室で、真ん中が職員室、左が保育室になって。

(発言する者あり)

西川教育総務課長 済みません。そうですわ。西から見ておる図面ですので、左側がリズム室になりまして、真ん中が職員室で、右側が園舎ということになります。済みません。南側の立面図ということで、南側から見ておる図面ですので、左側が職員室、会議室になります。右側の方が保育室ということになります。立面図2でございます。東立面図は、東から西に向いて見た立面図でございます。右側がリズム室で真ん中に職員室、低い建物が見えまして、左に保育室、一番左に多目的室になります。それから、北立面図は、北側から幼稚園を見ておりますので、右側がリズム室、職員室になりまして、左側が保育室になります。

以上でございます。

朝岡委員長 それぞれの提出いただきました資料について説明を願いましたが、これらのことについて、何かご質問はございませんか。

阿古委員。

阿古委員 まず、北側の道ですけども、市道が5メートルと別に2メートルの歩道という理解の仕方でいいのかどうか。図面で見たら、そうやろうなと思うねんけども。

朝岡委員長 西川課長。

西川教育総務課長 今の道路は4メートル弱しかないんで、それを5メートルまで下がりまして、そ

これから2メートルの歩道をとる。5メートル、2メートル。

阿古委員 当初は2メートル、見てなかったですか。当初から見ていました。見ていなかったですな。

西川教育総務課長 見ていなかったです。ただ、建設課の協議の中で、やっぱり2メートルの歩道は、建設課なりが求めているのは2メートルということで、2メートルの歩道を設けるという形にさせてもらいました。

朝岡委員長 阿古委員。

阿古委員 ですから、現場をこの委員会として見に行ったときよりか、まだ若干南の方にまで道が広がるという理解の仕方ですね。そういうことですね。

それと、設計士さんがもう書いてくれはった図面を載せてくれるんやから、もうかなり完成図に近いかなと思って見えていますねんけども、これ、東立面図。そやから一番最後のページですね。多分、僕は図面を持って来てないからはっきりわかれへん。これ、左の方、多分、多目室か何かやったんかなと思いますねんけども、教室やなくて多目的室か何か。多分、人家があって、そのこっち側の東のところにある空き地の部分に1つ教室。その、僕は、図面、あれは平面図やったから、こういう立体図で書いてきはったときに、これは木を植えてはりますやん。それで、これ、渡り廊下なんですね。いや、僕は、もうちょっとイメージとして、あの平面図を見たときに、屋根があるのと違うかなと思って、イメージで見ていたんやけども、屋根なしでいかれてますのかな。もうこれはほぼ完成図やと考えて。これは、どうも屋根なしで渡り廊下になるんですな。

朝岡委員長 西川課長。

西川教育総務課長 一応これが全部決まりということではなしに、多目的室に渡るときに、雨の場合も考えられますので、これから協議ということで、屋根はつけてくれという部分の協議は、今現在、行っております。だから、これで屋根がなしということではないです。

朝岡委員長 阿古委員。

阿古委員 ごめんなさい。多分上履きでそのまま移動されるんやから、そやから屋根がある方がええのかな。ただ、割合と、屋根、僕は設計士でもないから、はっきりとはよう言わへんけども、屋根をつけるということは、それはまた建築上、変わった意味を持ちますからね。そやから、その辺、もし、そういうつもりであれば、もう当初から持ってきとかへんと、後で、これ、変更しますねんでは、ちょっと多分、効かへんかなと思ったんで。そやから、屋根つきかなというイメージとちょっと違うかったの。これは、後は西側とかを見せてもらっているのは、今の人家で見えない部分は、当然立体図としては出てきてないから、長さ等は若干そちら側とは違うと思いますけど。まだ検討の余地はあるということですよ。それだけ確認。

朝岡委員長 はい、西川課長。

西川教育総務課長 今の屋根の話も含めて、検討事項には、先々週ですかね、出ておりますので、この立面図にちょっと反映されていない部分は、奥の部分は抜けたりしているんで、まだその検討を、幼稚園の要望とかいう部分も聞いておりますので、その辺の部分の中で反映させていきたいと思います。

朝岡委員長 それでよろしいですね。

ほかにございせんか。

春木委員。

春木委員 済みません。いつ出てくるのか楽しみにしているんですけども、新エネルギーの導入とか、いわゆるエコ設計とか、そのあたりの点について、何か具体的に動いているんでしたら教えていただきたい。

朝岡委員長 西川課長。

西川教育総務課長 当初から、幼稚園につきましては太陽光のパネルを入れる予定をしております。太陽光のパネルをどこに載せるかというのを、いま、ちょっと検討しております、これは検討事項でどうなるかわかりませんねんけども、最近、蓄電池もそろそろ出てきておりますので、その辺の効率などを含めまして、それを検討しまして、また蓄電池までいくんか、太陽光はどれぐらいの許容量が要るのかというのを検討していきたいと思っておりますけども、一応、太陽光を載せるのは、最初の検討事項には入っていますので、載せるのは間違いはないんですが。

朝岡委員長 春木委員。

春木委員 だから、図面には載っていないけど、もう検討していただいているということでございますね。はい、ありがとうございます。

朝岡委員長 はい、副委員長。

辻村副委員長 済みません。現園児たちの安全確認についてお伺いしたいんですけども、この先ほどの歩道の説明の中に、正門の位置を教えてくださいんですけども。

朝岡委員長 はい、西川課長。

西川教育総務課長 正門の位置は、この右側の市道と書いてある部分の中が新しい正門の位置になると思うんです。

辻村副委員長 どこですか。

西川教育総務課長 真ん中、ちょっと上へ。

辻村副委員長 真ん中よりちょっと上というと。

西川教育総務課長 右に小学校区学童保育所というのが一番あって、その道を真っすぐ上へ上がりましたら、5メートル、2メートルの表示、ナンバー577の上に、5,000、2,000という表示がありまして、その上ぐらいが、これが、真ん中ぐらいが正面入り口になります。なる予定です。

朝岡委員長 はい、副委員長。

辻村副委員長 今お伺いしましたら、この部分で、新園舎が建設完成しまして、旧園舎の取り壊しが行われると思うんですけども、その際に、園児たちはどちらから。この場所でしたら、旧園舎の取り壊し中に、やっぱり危険ですので、園児たちは、どこを歩いて新園舎の方に、教室の方に行くのかということをお伺いします。

朝岡委員長 はい、課長。

西川教育総務課長 その辺の指摘がありまして、検討を今しておるんですけど、決定事項ではないんであれなんですけども、ここにちょっと平面図が、これを見ていないんですけども、これを

出るとなると、右側全部、工事をしてしまいますので、こっち側からは出られません。出られないんですけども、もし出られるとしたら、この歩道の工事とリズム室の間が駐輪場みたいなのがありますので、それを取り除いて出ていくか、もしくは南側に出ていく。南側ですね。あいているところの、多目的室の上ですね。

辻村副委員長 給食の配膳車が入るところですか。

西川教育総務課長 はい、はい。多目的室の間から出ていく、この2つの方法を今、検討しております。

(発言する者あり)

西川教育総務課長 違う、違う、配膳車じゃなしに、多目的室の上です。済みません。その2つを考えております。ただ、また工事業者が決まりまして、リズム室に行く場合は解体の真ん中を通らなアカンので、そういう問題が絶対出てくるとは思うんで、今のところは、この2つの方法を検討していきたいと思っております。

朝岡委員長 はい、副委員長。

辻村副委員長 ありがとうございます。

やはり子供たちの安全が一番大事だと思いますし、残念なことに、今の年長さんはもちろんのこと、もう新園舎にも入れません。年中さんも新園舎には入れません。来年度入園される年中さんだけが新園舎に入って、新たに年中さんが入ることなんで、今現在の園児たちは、本当に工事の期間中大変迷惑を被るというふうにも思いますし、保護者の方もいろんな面でご心配されていると思いますので、本当にその安全面については、ご検討いただいて、子供たちが安全に暮らせるように図っていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

朝岡委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようでございますので、本件につきましても、本日はこの程度にとどめておきたいと思ひます。

それでは、お諮りいたします。先ほど来ございました葛城市学校給食センターについて及び新庄小学校附属幼稚園の建替えについては、今後も事業の進捗に伴い、随時、本委員会を開催し、審査を必要とすることから、議長に対しまして、それぞれの閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、葛城市学校給食センターについて及び新庄小学校附属幼稚園の建替えについては、議長に対してそれぞれの閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思ひます。

以上で、本日の審査事項は全て終了をいたしました。

ここで、委員外議員からの発言の申し出があれば、許可をいたします。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようでございますので、委員外議員の発言を終結いたします。

本日は早朝から慎重にご審議をいただきまして、全ての案件の審査が終わりました。本委員会で付託をいただきました付議事件につきましては、最終日の本会議で採決をさせていただく予定ではございますけれども、ただいま本委員会では出されましたさまざまな意見、またご提言等を執行機関におかれましては十分考慮しながら、今後も事業の執行に努めていただきたいと思っております。

これを持ちまして、総務文教常任委員会を閉会いたします。

本日は大変ご苦勞さまでございました。

閉 会 午前11時53分

委員会条例第27条の規定によりここに署名する。

総務文教常任委員会委員長 朝 岡 佐一郎